

障害者福祉制度の抜本的見直しについて

【厚生労働省】

1 新政権のマニフェスト

「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直します。

【政策目的】 ○障がい者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具 体 策】 ○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
○わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所 要 額】 4 0 0 億円程度

2 奈良県の政策提言

障害福祉制度の抜本的な見直しにあたっては、以下の点をふまえて施策の充実を図りたい。

（1）就労支援

障害者が地域で真に自立した生活が送れるよう、効果的な就労支援を実現すること。

（2）「住まい」支援

障害者が地域での生活を選択できるよう、「住まい」の確保に向けた支援策を充実すること。

（3）利用者負担の軽減

「応益負担」から「応能負担」への移行にあたっては、低所得者層を中心とした利用者負担の更なる軽減を図ること。

（4）事業者報酬の充実・介護職員の処遇改善

安定的に良質なサービス提供ができるよう、事業者報酬の充実を図ること。

3 地方の実状（現状と課題）

（1）障害者の所得確保のための就労支援が効果的でない。

特別支援学校卒業生や障害福祉施設から就労する者は少なく、授産所等の工賃も低い。また、福祉と雇用の連携が不十分である。

平成20年度県立特別支援学校 高等部卒業生進路状況			奈良県平均工賃（障害者授産施設）	
就 職	45人	26.9%	平成20年度	11,520円
進 学	15人	9.0%	平成19年度	10,990円
日中福祉サービス	80人	47.9%	平成18年度	9,861円
家 庭	3人	1.8%		
その他	7人	4.2%		
施設入所	17人	10.2%		
計	167人	100%		

（2）地域での「住まい」が確保されていない。

- グループホームやケアホームの報酬が低額なため、事業者の参入が不十分で、地域の受け皿づくりが進まない。
- 福祉施策と住宅施策が連携した、障害者の「住まい」のあり方の検討が必要。

【グループホーム・介護報酬】

人 員 基 準		要介護度	報酬単価(単位/日)
介護職員常勤換算で3：1以上（全日） 夜間・深夜1名以上	計画作成担当者及び管理者を、 共同生活介護住居ごとに各1名	要介護1	831

・障害福祉サービスの報酬は、
介護報酬に比べて低い。

【障害福祉サービス報酬】

算定要件	サービス管理責任者 配置基準(常勤換算)	グループホーム報酬 単価(単位/日)	程度 区分	ケアホーム報酬単価 (単位/日)
世話を4：1以上 配置(夜間のみ)	30：1以上	257	区分2	294

※GHについては、世話人4：1が一番高い単価

（3）応益負担により利用者負担が増加した。

障害者自立支援法の施行により、1割の利用者負担が導入された。それまで負担0であった低所得者Ⅰに該当する者についても、1ヶ月の負担上限額が1万5千円となったことから、国においては、数次の対策により平成20年度には月額1,500円まで減額されたが、なお一層の減額措置と恒久的な対策が必要である。

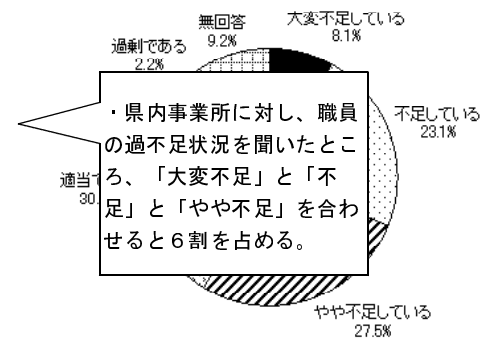
（低所得者Ⅰ：住民税世帯非課税であって、障害者本人または障害児の保護者の収入が80万円以下の者）

（4）事業所の経営が不安定である。

県内事業所に対し、平成21年8月に職員の過不足状況を聞いたところ、273事業所から回答を得たが、「大変不足」と「不足」と「やや不足」を合わせて6割の事業所が職員の不足を訴えており、経営的にも厳しい状況にある。

【県担当部局】 福祉部障害福祉課

（平成21年8月調査：奈良県障害者及び高齢者の生活、介護等に関する実態調査より）



（平成21年8月調査：奈良県障害者及び高齢者の生活、介護等に関する実態調査より）

知的障害者のライフステージ イメージ図									
	乳幼児期	保育園・幼稚園	小学生	中学生	高校生	18歳～20歳	20歳～40歳	40歳～65歳	高齢期
手当収入	特別児童扶養手当、障害児福祉手当						障害基礎年金、特別障害者手当等		
保健医療	保健所								
教育保育		特別支援学級、特別支援学校等							
福祉	児童相談所・知的障害者更生相談所、障害児療育支援施設、市町村相談支援事業所 知的障害児入所施設・障害者支援施設・グループホーム・ケアホーム、訪問サービス、日中活動サービス等								
就労・社会参加					障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等				

(3) 応益負担により利用者負担が増加した。 低所得者層を中心に、負担増は消えていない。		住民税非課税世帯であって障害者本人または 障害児の保護者の収入が80万円以下
支援費制度下の利用者負担		0円
自立支援法下	法律上の規定	15,000円
の利用者負担	特別対策により平成20年度から	1,500円